

枚方市立生涯学習市民センター駐車場の年末年始における使用団体募集要項

令和 7 年 11 月
枚 方 市

(1) 公募の目的

生涯学習市民センター等施設の駐車場を年末年始の休館日において有料で駐車場事業に開放することにより、施設周辺における自動車の放置や路上駐車を防止し、交通の安全を図るため、ならびに施設の有効活用のため、使用団体を公募するものである。

(2) 応募資格要件

次の①又は②のいずれか1つと、③の要件を満たすこと。

- ① 枚方市内に事業所があり、駐車場事業を営んでいる法人又は事業を行うにあたり市内に駐車場を設置・管理運営している法人。
- ② 枚方市内において継続的な活動を行っている地縁団体（地方自治法第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体及びこれに類する団体で、規約を有し、責任体制が確立されている団体。自治会等、法人格を持たない団体を含む。）。
- （※上記①②を合わせて、以下「団体」と表記する。）
- ③ 公共の安全及び福祉を脅かす恐れのない団体。

(3) 貸出する駐車場及び行政財産の使用料について （駐車場の位置等については資料のとおり）

施設名	所在地	収容台数	行政財産の使用料 (最低額)
南部生涯学習市民センター	香里ヶ丘1丁目1-2 香里ヶ丘2丁目1-11	38台	34,883 円

※使用料については、上記のとおり本市が設定した行政財産使用料（最低額）以上でかつ選定団体が申込書に記載した額とする。

(4) 貸出期間

令和7年12月29日（月）～令和8年1月3日（土）

(5) 使用団体の費用負担

- ①行政財産使用料
- ②当該期間における駐車場の管理運営に要する全ての費用
- ③応募の際に要した一切の費用

(6) 遵守事項等

- ①駐車場以外の用途で使用しないこと。

- ②使用許可条件を遵守し、行政財産使用料を市の指定する期日までに確実に納付すること。
- ③駐車場の使用にあたっては、万全の注意をもって維持保全すること。
- ④駐車場の使用にあたって、駐車場の全部又は一部及び周辺設備を棄損した場合は、使用団体の負担により原状回復を行うこと。
- ⑤駐車場の使用にあたって、利用者・近隣住民等から苦情等が出ないように細心の注意を払うとともに、万一苦情等が発生した場合は誠意をもって直接対応を行うとともに、市文化生涯学習課に報告すること。
- ⑥駐車場入口等、駐車場内において交通整理・誘導等に必要な人員を配置すること。なお、市は配置された要員が使用できるトイレ・待機場所等を提供しない。
- ⑦駐車場の使用にあたって想定される緊急時や事故発生時等における対応業務を行うとともに、市文化生涯学習課へ報告を行うこと。
- ⑧貸出期間が満了した時は、自己の負担で原状回復を行うこと。
- ⑨その他駐車場の管理運営に必要な業務を行うこと。

(7) 応募方法

- ・受付場所 文化生涯学習課（枚方市役所 別館 3 階）
- ・受付 11月14日（金）から11月25日（火）まで
時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時30分まで。
ただし、土曜日・日曜日・祝日は行わない。
- ・提出書類 *本市所定の申込書及び企画書
*添付書類
 - ① (2) ①に定める法人は次の通り
 - ・履歴事項証明書（法人登記簿謄本）（発行後3カ月以内のものに限る）
 - ・法人の印鑑証明書（発行後3カ月以内のものに限る）
 - ・国税（法人税及び消費税）の未納税額がないことを証明する納税証明書（その3の3）（発行後3カ月以内のものに限る）
 - ・枚方市税の滞納無証明書（発行後3カ月以内のものに限る）
 - ・法人所在地証明書等、事業所の概要と枚方市内に事業所があることを証明するもの
 - ② (2) ②に定める団体は次の通り
 - ・規約
 - ・役員名簿

【応募にあたって同意いただく事項】

- ・申込書の記載事項に不備がある場合、書類を返却することがある。これにより受付期間中に応募することができなくなる等の不利益を被ったとしても、市は一切責任を負わない。
- ・申し込みは受付期間内に提出書類を全て揃えて受付場所に直接持参し、提出すること。郵送、電話、ファクス、インターネット等による応募申込は受け付けない。
- ・提出書類は一切返却しない。
- ・市において公用又は公共の用に供する必要がある場合、使用の許可を取り消す場合がある。
- ・許可にあたって疑義を生じた場合は、すべて市の決定するところによる。

※申込書に記載された情報は、本事業の円滑な業務遂行のために用い、それ以外の目的には使用しない。

(8) 選定について

企画書には、応募団体の駐車場事業実績または団体の活動内容等のほか、駐車場の使用目的、駐車場内外での誘導、巡回、清掃、緊急時の対応策等の管理運営方法を記載すること。提出された申込書及び企画書をもとに審査を行い、企画書の内容について全項目が別に定める基準に適合すると判定された団体のうち、最も高い使用料を申込書に記載した1つの団体を選定する。

なお、最も高い使用料を申込書に記載した団体が複数あった場合は、公開抽選により決定する。

また、結果はすべての応募団体に郵便により通知する。(12月上旬発送予定)

(9) 選定後の協議等について

選定された団体については、対象となる施設の管理者と個別に駐車場事業実施にあたっての協議を行うものとする。その結果、合意に至らず使用許可をしない場合もある。

(10) 選定団体の決定の取消し

①次のいずれかに該当する場合は、選定団体としての決定を取り消す。

- ・ 正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可の手続きを行わなかった場合。
- ・ 選定団体が応募資格要件を失った場合。
- ・ その他、選定団体が本件使用許可の相手方として不適当と認められる場合。

② 前項の規定により、選定団体としての決定が取り消された場合において、次順位の団体に選定団体としての決定を行う場合がある。

(11) 募集に関する問い合わせ

枚方市 観光にぎわい部 文化生涯学習課

電 話 072 (841) 1409

F A X 072 (841) 1278